

## ニセコ町新規作物及び新栽培技術導入チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の気候風土に適し、かつ、収益性の高い新規作物の導入及び農産物の品質向上や労働力の省力化に向けた新栽培技術導入にチャレンジし、農業所得の向上を図ろうとする意欲的な農業者を支援するために、町が行うニセコ町新規作物及び新栽培技術導入チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新規作物」とは、地域の特性（気象等の自然的、社会的、経済的条件）を活かしたものであり、本町において一般販売用に作付けされていない作物又は極くわずかしかな作付けされていない作物とする。

(事業対象者等)

第3条 本事業の対象者は、本町内で農産物の販売を目的として現に耕作を営む（又は、営もうとする）意欲的な農業者3名以上で構成された団体等（以下「団体等」という。）とする。

2 補助金の交付対象経費は、新規作物及び新栽培技術導入の試験研究費及び栽培に必要な機械、生産資材等の購入費で初期投資が大きいと町長が認めるものとする。

(補助金)

第4条 補助金の額は、前条第2項に規定する交付対象経費の2分の1以内とし、補助金の交付対象期間は、同一の作物又は栽培技術の導入について栽培開始から3年以内とする。

(申請方法)

第5条 規則第3条第4号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体等の規約等
- (2) その他必要な書類、説明資料

(交付条件)

第6条 規則第5条第3項の規定による補助金の交付に必要な条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 団体等は、補助事業により導入した新たな作物や技術により農業所得の向上を図るとともに、農業後継者や地域農業者への普及啓蒙に努めること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に第3条第2項に規定する補助対象経費について規則の規定に基づいてなされた補助事業の許可、指示、決定その他処分又は申請、届出その他の手続は、この訓令の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。